

一般社団法人日本肩関節学会 雑誌「肩関節」査読委員に関する規則

第1条 目的

この規則は、雑誌「肩関節」の編集業務の充実を図るために、任命する査読委員に関する事項について定める。

第2条 業務

査読委員は、雑誌「肩関節」の編集業務を円滑に行うため、査読を行い、その結果を編集委員会に報告する。

第3条 人数及び任命

1. 編集委員長は、編集委員会の議を経て査読委員を必要人数推薦することができる。
2. 査読委員は、理事長が委嘱する。

第4条 資格要件

査読委員は、査読をする論文に関して専門的知識を有する者とする。

第5条 任期

1. 査読委員の任期は、査読を任命された論文の編集が終了する時までとする。
2. 査読委員は、再任することを妨げない。

第6条 補則

この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

第7条 規則改正

この規則の改正は、理事会および社員総会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、一般社団法人日本肩関節学会の設立の翌日から施行する。

平成26年8月1日